次のとおり公募に付する。

令和７年３月３日

沿岸広域振興局長　工藤　直樹

１　公募に付する事項

（１）事業名

　　　令和７年度住田町生活困窮者自立相談支援事業業務委託一式

（２）事業の仕様等

　　　資料２　業務仕様書のとおり。

（３）事業期間

　　　令和７年４月１日から令和８年３月31日まで

（４）委託契約額の上限

　　　自立相談支援事業5,000千円

２　応募要件等に関する事項

　　別添交付する令和７年度住田町生活困窮者自立相談支援事業応募要領に記載のとおりとする。

３　応募要件等の詳細及び業務仕様書を交付する日時及び場所

（１）交付日時

　　　令和７年３月３日（月）から令和７年３月10日（月）まで

（２）交付場所

　　　岩手県のホームページから下記の電子データをダウンロードすること。

　　ア　令和７年度住田町生活困窮者自立相談支援事業応募要領

　　イ　令和７年度住田町生活困窮者自立相談支援事業委託仕様書

４　参加意思確認書の提出期限

（１）提出期限

　　　令和７年３月10日（月）17時必着

（２）提出場所

　　　岩手県沿岸広域振興局保健福祉環境部福祉課生活保護スタッフ

（３）提出方法

　　　直接持参又は郵送とする。

（４）参加意思確認書

　　　別途交付する様式１を使用すること。

　　　なお、参加意思確認書と併せて、企画提案書（様式２）を提出すること。

５　契約予定人の選定方法

　要件を満たす応募者が１者のときは、契約予定人として決定する。

６　応募要件の無効

　要件を満たさない者及びその他公募の要件に違反した者の参加意思確認書は無効とする。

７　その他

（１）この公募は、随意契約による相手方を選定するために行う参加者の有無を確認する手続きで

ある。

（２）要件を満たす応募者が複数存在するときは、一般競争入札（総合評価方式を含む）又は企画

競争へ移行する。

　　　なお、要件を満たす応募者は、一般競争入札（総合評価方式を含む）又は企画競争の参加者

とすることができる。

（３）次のいずれかの場合は、契約候補者と個別に交渉し、契約予定人とすることが出来る。

1. 応募者に要件を満たす者がいないとき
2. 応募者がいないとき

（４）本業務に係る予算等について、議会の議決を経るまでの間に契約を締結することが著しく不

適当と認められる事情が生じたときは、契約を締結しないことがある。なお、議会の議決が得

られなかった場合及び否決された場合においても、本業務に係る準備のために要した費用につ

いては、一切補償しないものとする。